平成２５年（フ）第７８号
沖縄県那覇市繁多川１丁目17番７号　光陽マンション202
債務者　野原　綾子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添1166番地408
債務者　川滿亜由美
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２５年（フ）第２５号
北海道室蘭市高砂町１丁目48番６号
債務者　高橋　国男
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
神奈川県愛甲郡愛川町田代1932番地の１　山岸実様方
債務者　山岸　道明
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３４号
新潟市西区松美台12番32号、住民票上の住所新潟市東区神明町14番１号　シーサイドハイツ１Ｆ
債務者　赤原　信之
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４号
新潟市西区西有明町12番19号　グレイス有明105号
債務者　水野　晶雄
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７号
新潟市東区石山３丁目４番57号　誠荘202号、前住所新潟市秋葉区新津本町２丁目７番３号
債務者　小池　洋一
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４９号
新潟市東区長者町４番４号１　クレセント・ラ・メール203号、前住所新潟市東区物見山２丁目１番16号　コーポ中沢２号
債務者　南部　義彦
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６１号
新潟県燕市吉田神田町９番11号　パークサイド神田３号
債務者　丸山　華代
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３３号
静岡県富士市横割１丁目９番２号　サンシティみうらＢ―202号
債務者　佐野　香緒（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５２号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東58番地
債務者　川島　豊子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６２号
愛知県江南市田代町南出273番地　コーポやまふさ102号
債務者　井原　一博
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６号
京都府亀岡市**薭**田野町太田石垣内38番地１
債務者　星野　　毅
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第６号
大阪府泉南郡熊取町希望が丘４丁目３番11号
債務者　齋藤　亮三
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
大阪府泉大津市二田町２丁目１番30号クレールフツタＢ―201号
債務者　妹尾　弘子（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
大阪府泉南市信達牧野581番地の１サンデュー和泉砂川206号
債務者　宮下千賀子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
大阪府貝塚市福田31番地カーサ福田207号、前住所大阪府貝塚市東108番地12棟101号瀬川　孟方
債務者　岡本　一代
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係